

国 不 建 第 1 7 7 号

令 和 3 年 7 月 2 6 日

各建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局長

技術検定試験の受検禁止の措置に関する基準の改正について（通知）

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条第1項の規定に基づく技術検定（以下「技術検定」という。）において、所定の実務経験を充足せずに施工管理技士の資格を不正に取得した事例が発生したことから、建設工事の適正な施工の確保等の観点から、これらの不正行為への対応を厳格化する必要があることを踏まえ、建設業法施行令第41条第3項に規定する技術検定の受検禁止の措置に関する基準（平成26年12月25日国土建第197号）の一部を別添のとおり改正し、各指定試験機関に対し通知したところです。貴団体におかれましては、法令遵守の徹底の一層のご配慮、貴団体傘下事業者への周知徹底方お願いします。